

羽曳野市立中学校
自動販売機設置及び運用に係る仕様書

羽曳野市立の各中学校の飲料等の自動販売機の設置及び運用について、以下のとおり定める。

1 自動販売機の設置及び撤去について

- ①設置業者は、自動販売機の設置に要するすべての経費を負担すること。
- ②設置について、安全に留意し、設置上の故障等があれば責任を負うこと。
- ③自動販売機の外観については、特定のメーカーや商品等の宣伝を行わないもので、事前にデザインを提示するとともに、学校長からの指示があった場合には変更すること。
- ④設置事業者は、設置期間が終了した場合又は契約を解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を羽曳野市に請求することができない。

2 運用について

- ①設置業者は、自動販売機が通常使用時及び非常災害時において転倒しないように十分な措置を行うとともに、万一の事故の発生に備えて、動産総合保険に加入すること。
- ②設置業者は、電源工事において専用の子メーターを設置し、自動販売機に係る電気料を正確に検針できるようにすること。なお、自動販売機の電気使用量は学校立会いのうえ、測定し、写真を添付のうえ、報告すること。
- ③設置事業者は、電気料、自動販売機の運用に必要な経費を負担すること。電気料の請求金額については、羽曳野市が設定した算定方法（※1）に基づき算出するものとする。なお、当該電気料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

（※1） 当該期間の使用量（メーター数値）×当該期間の電気料単価（各施設で定める単価）

- ④設置業者は、販売時間帯を制限するよう学校長から求めがあった場合には、自動販売機にタイマーを設置するなど対応すること。
- ⑤自動販売機は災害救援ベンダー対応の機能を有すること。また、災害時には、速やかな対応がとれるよう学校長等に説明やマニュアル確認を実施すること。
- ⑥設置業者は、学校運用上の都合により、学校長から利用一時中止の求めがあった際には対応すること。
- ⑦設置業者は、自動販売機の保全管理及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難、運用の不具合その他の異常を確認し、また、学校より連絡を受けた際には業者の負担により速やかに修復すること。
- ⑧自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が責任をもって行うこと。
- ⑨自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑩羽曳野市が本物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、許可の全部若しくは一部を解除し、又は変更することがある。
- ⑪設置事業者は、設置期間が終了した場合又は許可を解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、教育政策課へ原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を羽曳野市に請求することができない。
- ⑫自動販売機の設置及び撤去に要した費用（電気工事、電気子メーター設置費を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とすること。

3 販売商品について

- ①設置業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。
- ②設置業者は、自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責任を負うこと。

③販売する商品の種類は、水、お茶、スポーツ飲料、熱中症対策用飲料を基本とし、最終的に販売する商品の種類について、学校長の指示に従うこと。また、変更が生じた場合には事前に学校長に連絡を行い、その指示に従うこと。

④設置業者は、商品ごとの販売個数を月末に学校長に報告するとともに、学校長の求めに応じ、必要な事項を報告するものとする。

4 容器の回収及び処理について

①設置業者は容器（ペットボトル等）の種類に応じた回収箱（ごみ袋付）を用意し、学校長と協議のうえ、設置を行うこと。

②設置業者は商品の容器（ペットボトル等）を必要な頻度で回収すること。

③設置業者は容器（ペットボトル等）について、リサイクル処理を行うこと。

5 使用許可について

①設置業者は、年度ごとに市の教育財産使用許可に基づく使用許可申請を行い、教育委員会の許可を得るとともに、市が定めた使用料金（※2）を市が発行する納入通知書により納入期限までに払うこと。

（※2） 使用料は、設置する自動販売機が決定したのち、羽曳野市行政財産使用料条例施行規則第3条第1項第3号の規定を準用し、1台につき年額18,000円とする。ただし、使用期間が1年に満たない場合は、月割りした額とする。

②使用期間は原則として、使用開始年度の3月31日までとし、学校長の求めにより、学校運営に支障がある場合には、許可を取り消しすることができる。

③使用期間を更新する場合は、年度ごとに手続きを必要とする。なお、手続きを可能とする期間は、本物件が公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと教育委員会が判断した場合は、当初設定した応募条件等を変更しないことを前提として、令和12年3月31日までの設置を限度に更新することができる。

④設置業者は、売り上げの一部から生徒に対して何らかの形で還元すること。

6 設置場所について

①設置業者は、学校長と協議のうえ、設置場所を決定する。

なお、設置校は、以下のとおりとする。 (令和6年5月1日現在)

学校名	所在地	生徒数 (人)
羽曳野市立誉田中学校	羽曳野市誉田六丁目 5 番 37	339
羽曳野市立高鷺中学校	羽曳野市島泉九丁目 15 番 4	305
羽曳野市立峰塚中学校	羽曳野市西浦六丁目 48 番地	808
羽曳野市立高鷺南中学校	羽曳野市高鷺二丁目 2 番 1	406
羽曳野市立河原城中学校	羽曳野市桃山台四丁目 123 番地	430
合 計		2,288

※設置校数に変更が生じる場合がある。